

第12章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第1節 貸金業者の監督をめぐる動き

I 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、平成13年3月末現在で28,986業者（うち財務局登録1,090業者、都道府県知事登録27,896業者）となり、平成12年3月末から725業者減少した。

業者間の競争の激化や上限金利の引下げなどで経営環境が厳しくなる中、廃業や大手業者による中小業者の買収等により全体の業者数は減少している。一方で、銀行が貸金業者と提携して新しく消費者金融業や事業者金融業へ参入する動きも見られた。

II 日賦貸金業者の監督をめぐる動き

貸金業者の監督に関しては、出資法及び貸金業規制法の一部改正法が平成13年1月1日から施行され、日賦貸金業者の特例金利が年109.5%から年54.75%に引き下げられた。この法律の施行に伴い、日賦貸金業者の監督に関する規定の整備を中心とした事務ガイドラインの改正を行った。

III 行政処分

11年夏以降大きな社会問題となった商工ローン問題に関しては、刑事事件となっていた事件について相次いで有罪判決が下された。その動向も踏まえながら関係財務局で行政処分が行われた。

近畿財務局は、（株）日栄に対し、元社員が保証人に対する取立てに際して行なった行為が貸金業規制法第21条第1項の取立て行為違反であると認定した3つの事案について、平成12年7月、9月、11月の3回にわたり、関係する支店の業務の停止（15日～60日）を命じる処分を行った。

関東財務局は、（株）商工ファンドに対し、その使用者が貸金業規制法で定められた書面を保証人に交付していないかった行為が貸金業規制法第17条第2項の書面交付義務違反であると認定し、平成12年8月に業務停止（全店3日、関係支店90日）を命じる処分を行った。

また、財務局登録の日賦貸金業者9社（東北2社、北陸2社、近畿3社、福岡1社、九州1社）に対して、平成12年春以降に行なわれた立入検査の結果、法令で定める相手方以外への貸付や集金日数の未達による出資法の日賦要件違反、前受けによる高金利違反等の法令違反が認められたことから、各登録財務局において平成13年3月から5月にかけて業務の停止（全店3～7日、関係支店7～14

日) を命じる処分を行った。